

# 定例委員会の開催状況

第1 日 時 平成13年11月22日(木)  
午前9時30分 ~ 午前11時40分

## 第2 出席者

### 1 国家公安委員会側

村井委員長

岩男、磯邊、渡邊、荻野、安崎各委員

### 2 警察庁側

長官、次長、官房長、生活安全局長、警備局長、  
情報通信局長、暴力団対策部長、官房審議官(交通局担当)

## 第3 議事の概要

### 1 議題事項

(1) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則の制定について

警察庁から、「業務負担の軽減を図るため、都道府県公安委員会規則で別段の定めをした時は、自動車保管場所証明申請書等の提出通数を2通から1通にすることができるよう、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則の一部を改正することとしたい。」旨の説明があり、原案どおり決定した。

これに関連して、委員から、「本件は事務の合理化の観点から大変結構であるが、この種事務の合理化は、利用者の視点でなされるべき

である。特殊法人改革が叫ばれている時に、逆にこうした事務を自動車安全運転センター等に移管して行い、夜間休日も含め、車庫証明や免許証の更新事務を行うことも検討してほしい。」旨の発言があり、警察庁から、「御指摘にあったように、利用者の視点を一番考慮する必要があるが、現実には、人員の確保等、体制の問題で困難な面がある。コストと利便性のバランスを考慮しながら、少しでも改善していきたい。」旨、説明があった。

## (2) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

## 2 報告事項

### (1) 国際組織犯罪等対策推進本部第3回会合の開催結果について

警察庁から、「11月20日、同本部の第3回会合が開催され、国際組織犯罪等対策に係る各省庁の取組状況のフォローアップ等が行われた。」旨の報告があった。

委員から、「自動車の盗難・盗難自動車の不正輸出等に関する情報交換等を行うため、駐ロンドンリエゾンオフィサーを設置することであるが、なぜロンドンに同オフィサーを設置するのか。」との質問があり、警察庁から、「日本で盗難被害にあった自動車がイギリスで発見される例も多く、マネーロンダリング対策も含めて情報交換を行う必要があるため設置することとした。」旨、説明があった。

委員から、「平成14年度地方警察官5,000名の増員要求のうち、国際組織犯罪等対策推進本部決定関連で約1,000名とのことであるが、うち不法入国・不法滞在対策要員は何名か。」との質問があり、警察庁から、「不法入国等関係で約300人、来日外国人組織犯罪対策関係で約200人などである。」旨、説明があった。

委員から、「東京入国管理局における収容施設が拡大されるということであるが、これで収容施設問題の解決となり得るのか。入国管理局の問題意識はどうか。」との質問があり、警察庁から、「収容施設の問題の解決は、ごく一部に止まるものと思われる。入国管理局においても問題意識は持っているものと思われる。」旨、説明があった。

(2) 国会の状況について

警察庁から、「11月15日から21日までの間に行われた衆議院内閣委員会の状況等」について報告があった。

(3) 「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」について

警察庁から、「12月17日から20日までの間、横浜市において、『第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議』が開催される予定である。この機会に、警察庁では、同18日、児童の商業的性的搾取事犯に係る国際捜査協力の強化を目的としたワークショップを開催する予定である。」旨の報告があった。

(4) 暴走族への加入防止等施策検討懇談会の提言について

警察庁から、「この度、同懇談会から、『暴走族への加入防止、離脱促進対策の強化に向けての提言』を受けたことから、これを踏まえた所要の対策を推進することとした。」旨の報告があった。

この報告に対して、委員長及び各委員から、次の旨の発言があった。

○委員長

暴走使用車両の没取が実際に効果的であれば、暴走行為に使用した車両の没取を必要なものとするような関係法令の改正も検討してはどうか。

○委員

中学生や高校生は、「おもしろくないものを発散させるはけ口が欲

しい。」という気持ちが強いので、単に暴走使用車両を取り上げても、他に何か変わるべきものがなければ問題は解決しないと思う。アンケート調査では、暴走族が暴走行為をやめるよう言われた中で、一番影響力があったのは家族や恋人で、学校の先生や警察官から言われてもあまり影響力がないという結果になっている。この点が今後の課題であると思う。暴走族は、年齢により共同危険型と違法競争型に分けられるとのことであるが、その対策も年齢によって違うはずである。暴走族は、取締りの危険をかいくぐって暴走行為に成功すれば、おそらく暴走族の中でステータスが上がることになると思われるので、暴走行為が格好良さと結び付かないように、格好が悪いんだという方向にもっていく必要があると思う。車両の速度を上げたり、爆音を出すなどの改造を技術的に不可能にすることはできないか。

#### ○委員

埼玉県警察視察の際、暴走使用車両の没取は暴走族対策として極めて効果的だとの説明を受け、自分もそう思う。暴走族対策の政策目標として、暴走族を根絶する前提で対策を講ずることはできないのか。少年犯罪として諸外国には例がないのではないかと思う。暴走族の撲滅に向けて、関係省庁の協力を求めて政府を挙げて取り組む方法もあると思う。

#### ○委員

国民全体の迷惑や暴走行為の危険性を考えると、警察だけでなく、他省庁や関係機関とも連携して、全体的な政策目標を掲げて成果を出すという取組みが求められる。暴走族問題については都道府県公安委員会や警察署協議会等でも取り上げられる問題であると思われるが、国家公安委員会も継続的な関心を持ち、対策の推進状況を把握する必要がある。問題解決のためにどうすればよいか、本提言を活かす方法を是非考えてほしい。暴走族問題について他省庁や関係機関においても、本件と同様の懇談会を開催し、情報交換してもらおうよう、是非、

機会あるたびに呼びかけてほしい。また、暴走使用車両の没取等、各種対策については、各地域での好事例について情報交換すればよいと思う。

上記委員長及び各委員の発言に対し、警察庁から、「委員長及び各委員からの御指摘の点を踏まえて検討したい。暴走使用車両の没取は、現行法でも可能であるが数は少なく、各都道府県警察に対し各種会議等を通じて積極的に推進するよう指導しているところである。不法改造については、特に暴走族自身が部品を購入して改造するケースをどのように防ぐかが課題である。各省庁等の連絡会議等を活用して、暴走族の実態を知ってもらい、対策の必要性について認識してもらふ必要がある。最近の暴走族対策の好事例として広島県の事例がある。少年警察の立場からも、暴走族少年の実態をPRしていく必要があると考えている。」旨、説明があった。

#### (5) 環境対応型交通管理施策の積極的な推進について

警察庁から、「関係省庁等で収集、分析したデータを体系的に活用し、環境対応型の交通管理を実現するための施策を推進する委員会を発足させることとした。」旨の報告があった。

#### (6) 米国における同時多発テロ事件にかかる警備情勢について

警察庁から、「イスラム諸国がラマダン入りした16日以降も米軍等のタリバン、アル・カイダに対する軍事行動が継続していることなどを踏まえ、都道府県警察においては、引き続き、所要の警戒警備措置を実施中である。」旨の報告があった。

委員から、「自衛隊の警護出動については国民の関心も高いが、現在の状況は自衛隊の警護出動をするような状況ではないと考えているのか。」との質問があり、警察庁から、「御指摘の点も含め防衛庁と協議しているところである。」旨、説明があった。

( 7 ) 天皇皇后両陛下の地方事情御視察（三重県）に伴う警衛警備について

警察庁から、「天皇皇后両陛下は、11月27日から30日までの間、地方事情御視察のため、三重県へ行幸啓になる。本行幸啓に伴い、三重県警察等の関係警察では、所要の体制で警衛警備を実施することとしている。」旨の報告があった。

( 8 ) 最近の革マル派関係事件の検挙について

警察庁から、「愛知県警察は、11月12日、名古屋市内の革マル派非公然アジトを摘発するとともに、同派活動家1人を有印私文書偽造・同行使罪等で通常逮捕した。また、警視庁は、同月18日、都内で開催された『タウンミーティングイン東京』の会場内において、横断幕を掲出するなどした同派活動家2人を建造物侵入罪で現行犯逮捕した。」旨の報告があった。

( 9 ) オウム真理教信者による背任事件の検挙について

警察庁から、「警視庁は、11月20日、オウム真理教信者1人を背任罪で通常逮捕するとともに、都内5か所の教団関連施設を搜索した。」旨の報告があった。

### 3 その他

( 1 ) 委員長から、「先日、犯罪被害者支援フォーラムが開催されたが、先般の大阪の池田小学校で発生した殺人事件の被害者の家族の方からの御報告の中に、『事件直後から、大阪府警察の女性警察官の方々には、家事の手伝い、報道陣からの保護などの実質的な支援のみならず、我々の心の支えとなって下さり、心からお礼申し上げたい。』旨の内容があり、非常に印象的であった。」旨の発言があった。

( 2 ) 委員から、「酒気帯び運転のアルコール基準値が引き下げられるこ

ととなるが、『飲酒運転はいけないと一方で注意し、同時に基準値以下であれば処罰されない。』という考え方にそった規定を維持することには疑問があり、検討の余地があると思う。」旨の発言があった。